

神山町農業委員会

議 事 録

令和2年9月29日開催

# 神山町農業委員会議事録

令和2年9月29日神山町農業委員会を  
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（13人）

1番 高橋 正和	2番 森 三千子	3番 原田 健義
4番 森 昌槻	5番 山本 實義	6番 武市 佐市
7番 鍛 喜文	8番 井上 喜司	9番 相原 利章
10番 森本 守	11番 加藤 宏行	12番 中西 隆子
13番 河野 宏吉		

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 事務局次長 鳥庭 宏 主任 西本 寛  
主事 小川 和俊

## 1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、全員の方に出席をいただいておりますことをご報告いたします。

それでは、開会宣言を会長お願いします。」

## 2. 開会宣言（午後1時28分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございました。続きまして、後藤町長にご挨拶をお願いいたします。」

（後藤町長挨拶）

局長「ありがとうございました。後藤町長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。」

(町長退席)

局長「議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、河野会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

### 3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
- 日程第7 議案第17号 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

### 4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。3番原田委員、4番森委員をお願いいたします。なお、会議書記には事務局の西本主任を指名いたします。」

### 5. 議案第12号について

議長「日程第2 議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の3ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号4番について説明をいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。受付番号4番の譲受人の●●●●さんが譲渡人●●●●●さんから田及び畑を贈与する案件でございます。

4ページから10ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、11ページに位置図、12ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●で●●●●●●●●●●付近に位置しております。13ページから18ページに現況写真を添付しております。

19ページをご覧ください。譲受人●●●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●名で、●名が農作業に常時従事する予定です。経営面積は、田●, ●●●●㎡合計●, ●●●●㎡となっています。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では自家消費分として、すだち、野菜を栽培する予定です。以下の項目については記載のとおりでございます。

20ページをご覧ください。●●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●●●さんの所有農地は田●, ●●●●㎡でございます。

21ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、野菜を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、耕耘機●台、トラック●台となっております。

22ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は●●●●さんが●●●●日、●●●●さんが●●●●日、●●●●さんが●●●●日、●●●●さんが●●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●●日を満たしておりますので問題はないと思われま。続いて、22ページ中段の下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地の面積が●, ●●●●㎡で、今回本件で取得する●, ●●●●㎡を併せて●, ●●●●㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしております。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

23ページ・24ページには譲受人の●●●●さんの住民票を添付しております。25ページには耕作証明書を添付しております。

受付番号4番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号4番の担当委員の3番原田委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」



容を説明させていただきます。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、現在の宅地より●●、●●に近く、便利であり、また平坦地で崖崩れの心配も少ないためです。3の転用計画の概要についてですが、平屋建ての住宅を建築し、宅地として利用します。隣接する農地については、南の上段にあり、雨水・排水、日当たりなどについて影響を与えることはありません。また、排水については、水路を利用します。水路利用について同意を得ています。4については特にありません。5のその他参考になる事項についてですが、この地区においては、土地改良区はございません。

33ページは土地利用計画図、34ページは平面図、35ページは立面図を添付しています。

36ページはJA名西郡の残高証明書を添付しております。必要資金以上の資金を確保しており問題ございません。

37ページは水路利用に関する同意書、38ページは隣接関係者の同意書を添付しております。

受付番号1番の説明は以上でございます。」

**議長**「ただいまの説明に関連して、担当委員の5番山本委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

**山本委員**「9月18日に事務局と共に現地の確認をしてきました31ページの写真を見ていただいたらよくわかりますが、●●●●●●●●の●番地でございます。●●●●の●側に隣接した農地を転用するということで、1段1メートル少々上がったところに隣接する田がありますが、平屋で手前の方にありますので陰りもありません。それから水利、自治会長、また隣接の方からも同意書もいただいておりますので特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。」

**議長**「ありがとうございました。ただいま議案第13号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

**議長**「質疑ありませんので、議案第13号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

**議長**「異議がないので、議案第13号農地法第4条の規定による許可申請について受付番号1番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

## 7. 議案第14号について

議長「日程第4 議案第14号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の39ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号3番についてご説明をいたします。

本件は、譲受人 ●●●●さんが譲渡人 ●●●●さんの田を宅地に転用する案件でございます。

40ページ・41ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題ございません。

42ページには位置図、43ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●●●で、●●●●●の約●●m●●の●●沿いに位置しております。44ページに現況写真を添付しております。

45ページをご覧ください。●●●●さんの事業計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。1の申請地の所在等については先に説明したとおりでございます。2の申請地を選んだ理由は、現在町内の実家で同居していますが、手狭になってきており、居住地を探していたところ、申請地を照会していただいたためです。3の転用計画の概要についてですが、現在の土地を整地そのまま利用します。取水については、既設の上水道より引込みます。また、雨水・排水については北側の側溝に流します。4については特にございません。5のその他参考になる事項についてですが、この地区においては、土地改良区はございません。

46ページに土地利用計画図、47ページに平面図、48ページに立面図、49ページに断面図を添付しております。

50ページは融資証明書を添付しております。51ページは建築資金贈与証明書を添付しております。52ページは贈与者のJA名西郡の残高資金証明書を添付しております。必要資金以上の資金を確保しており問題ございません。

53ページは被害防除措置についての概要書を添付しております。

受付番号3番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の7番鍛委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

鍛委員「説明させていただきます。9月15日、事務局の西本さん小川さんと共に



(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第14号受付番号3番4番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

## 8. 議案第15号について

議長「日程第5 議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書65ページをお願いします。(議案内容を朗読)  
議案書の66ページ、67ページをお願いします。」

(内容について朗読)

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号3についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は動噴●台、軽トラ●台でございます。

番号4についてご説明をいたします。借人の●●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況はチョッパー●台、軽トラ●台でございます。

番号5についてご説明をいたします。借人の●●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は草刈機●台、動噴●台、管理機●台、運搬車●台、軽トラ●台でございます。

番号6についてご説明をいたします。借人の●●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は草刈機●台、チェーンソー●台、動噴●台、軽トラ●台でございます。

番号7についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は草刈機●台、動噴●台、軽バン●台でございます。

番号8についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は草刈機●台、運搬車●台、トラクター●台、軽トラ●台でございます。

番号9についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は動噴●台、軽トラ●台でございます。

番号10、11についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は草刈機●台、動噴●台、管理機●台、軽トラ●台、トラック●台でございます。

番号12についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は草刈機●台、チェーンソー●台、動噴●台、管理機●台、軽トラ●台でございます。

番号13について借人は番号10、11と同様でありますので省略いたします。

番号14についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名で農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は動噴●台、バインダー●台、ハーベスタ●台、田植機●台、運搬車●台、トラクター●台、軽トラ●台、トラック●台、バックホウ●台でございます。

以上でございます。

議長「ただいま議案第15号について説明をいただきました。番号3については山本委員が借人となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規程に基づき、議事参与の制限があるので番号3とそれ以外のものと分けて審議を行います。まず番号3の審議を行いますので、当該審議開始から終了まで山本委員さんには退席をお願いいたします。」

(山本委員退席)

議長

「議案第15号の番号3について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

**議長**

「質疑ありませんので、議案第15号の番号3については原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

**議長**「異議がないので、議案第15号の番号3については審議を終了します。山本委員さんに戻って頂き引き続き審議致します。」

(山本委員着席)

**議長**「それでは、引き続き議案第15号の番号3以外のものについて審議を行います。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

**議長**「質疑がないようでありますので、議案第15号の番号3以外のものについて原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

**議長**「異議がないので議案第15号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

## 6. 議案第16号について

**議長**「日程第6 議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についてを議題といたします。それでは、事務局より議案の朗読、説明をお願いいたします。」

**局長**「議案書68ページをお願いします。」

(内容について朗読)

議案書の69ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長「ただいま議案第16号について事務局に説明いただきました。議案第16号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

## 7. 議案第17号について

議長「日程第7 議案第17号農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更についてを議題といたします。

それでは、事務局より議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書70ページをお願いします。（議案内容を朗読）

この議案につきましては、担当課の産業観光課松本主査が内容のご説明をいたします。」

松本主査「産業観光課の松本と申します。日頃は、農業振興事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、本日は農業委員会において、大切な時間を割いていただきありがとうございます。早速ですが、本日の農業委員会にお諮りしております「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想、以下基本構想といいます。」の変更について、説明させていただきます。最初に、基本構想とは何かという説明をさせていただきます。まず、農業経営基盤強化促進法という法律がありまして、以下基盤法といいます。基盤法とは、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合

的に講じるもの、という主旨をもっております。この基盤法に基づいて、市町村が、地域の担い手の農業経営の目標等を示すもの、という位置づけがこの基本構想です。具体的に例を挙げますと、認定農業者や、認定新規就農者、農地の貸し借りをしている利用権設定などは、基本構想に詳しく謳われており、それに基づいて認定や手続きを行っております。この基本構想は、概ね5年ごとに見直すこととなっており、前は平成26年に見直しを行っております。今回は6年が経過したことと、県の基本方針県は基本方針といいますが令和2年4月に見直されたことによって、本町においても見直しする必要があり、今回変更することとなりました。基本構想の見直しにあたり、基盤法で農業委員会、農業協同組合の意見を聴かなければならないとなっておりますので、本日、お諮りするものです。それでは、変更点について説明いたしますので、お手元の資料、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想案をご覧ください。資料の右側が現行の基本構想の内容です。左側が改正後の内容です。下線が入っている部分に変更や削除等を行った箇所です。それでは順に参ります。2ページ農業経営基盤の強化の促進に関する目標を変更いたしました。現行の内容は、平成10年頃に多くあった園芸施設を推進する内容や、兼業農家の事について書かれていましたので、変更しています。ここは基本構想の主旨となる部分になりますので読み上げたいと思います。3に、本町の優良な経営の指標として、年間農業所得金額と年間労働時間が記載されています。これについては、今回、変更を行わず、年間農業所得金額290万円程度、年間労働時間2,000時間前後で据え置いています。以降については、変更点のみの説明とさせていただきます。3ページから4ページについては、神山町地域担い手育成総合支援協議会が神山町農業再生協議会に移行したことから、修正をしているのと、農地中間管理機構の活用を付け加えています。4ページの6の新規就農者については、次ページ(2)アの、新規就農者の確保目標を、年間1名から年間2名に引き上げています。その他、団体名の修正をしています。その他、団体名の修正をしています。6ページから11ページの第2第3については、農業経営の指標の例が記載されています。これは、認定農業者や認定新規就農者の経営例となっているのですが、指標についても変更しております。変更については、徳島県が発行しております農業経営指標に基づいて、最新のものに変更しています。12ページについては、農地の集積目標を変更しています。現行は41.5%ですが、変更後は、概ね15.3%となっております。大幅に下がっていますが、下から3行目にありますように、令和2年3月末現在の現状の利用権設定が7.7%ですので、その面積から算出した目標となっております。13ページ以降は、農地利用集積円滑化事業に関連した部分について削除しています。これは農地の貸し借り促進は、以前、農地利用集積円滑化団体が、担っておりましたが、農地中間管理機構が設立され、機能が移行したため、削除となるものです。その他、農業生産法人という言葉も、農地所有適格化法人に変わったので変更を行いました。その他、関連する法律の改正に伴う条項の変更、団体名等の削除を行っております。26ページの6、その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項として、農地中間管理事業との連携について新設されており、農業委員会との協力について、追加しています。27ページの第6移行は、農地利用集積円滑化事業に関することなので、全て削除されます。34ページ別紙については、関連する法律の改正により、条項の変更をしています。変更点については以上ですが、今後、県との協議をするため、修正を加える可能性があります。軽微な変更の場合には再度諮問せずに変更させていただきたいと思っておりますのでご了承ください。以上で基本構想の変更について

の説明を終わります。」

**議長**「ありがとうございました。ただいま議案第17号について産業観光課松本主査に説明いただきました。議案第17号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

**議長**「ご質疑がないので、議案第17号農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更については原案どおり決しました。」

**会長**「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後2時37分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

3 番委員

4 番委員